

大阪府門真市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年8月1日現在における大阪府門真市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は1,230ヘクタールである。

なお、本区域に、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本市は、大阪平野の北東部、淀川の左岸流域に跨る「北河内地域」の一角を占め、市の南西部は大阪市と隣接している。面積は12.30km²、広ぼうは概ね東西4.9km、南北4.3kmであり、地勢も平坦であることから、市内間の徒歩・自転車等による移動が容易である。

②インフラの整備状況

市内には京阪電気鉄道本線、大阪モノレール本線及び **OsakaMetro** 長堀鶴見緑地線が乗り入れ、特に大阪、京都の各都心部や大阪国際空港へのアクセスが良好である。

また、第二京阪道路や近畿自動車道、国道 163 号、大阪中央環状線などの広域幹線道路が市内を通り、自動車等を利用した物流や通勤における利便性が高い。

さらに、近い将来モノレールの南伸が予定されており、同じく産業が集積するエリアである大阪東部へのアクセスが飛躍的に向上すると考えられる。

③産業構造

本市の産業の構成は、事業所数では第二次産業が 22.3%、第三次産業が 77.6%であり、従業者数では第二次産業が 37.5%、第三次産業が 62.4%（令和 3 年経済センサスー活動調査）となっている。また、本市の事業所密度は大阪府内第 3 位の 416.9 ヶ所/㎢（令和 3 年経済センサスー活動調査及び令和 4 年度大阪府統計年鑑）となっており、高い水準で産業が集積している。

なお、本市主要産業の構成については下表の状況となっている。

表 本市主要産業の構成（事業所単位、製造業及び事業所数上位 2 業種のみ記載）

	全産業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、 飲食サービス業
事業所数 (ヶ所)	5,128	677 (13.2%)	964 (18.7%)	706 (13.7%)
従業者数 (人)	64,653	20,839 (32.2%)	9,431 (14.5%)	4,810 (7.4%)
売上金額 (百万円)	5,468,679	4,927,498 (90.1%)	145,621 (2.6%)	10,959 (0.2%)
付加価値額 (百万円)	654,721	489,705 (74.7%)	27,881 (4.2%)	5,083 (0.7%)

（令和 3 年経済センサスー活動調査）

従業者数、売上金額、付加価値額等の指標において、製造業が他の産業に比べて突出して大きく、本市の基幹産業は製造業であるといえる。製造事業所の密度は 55.0 ヶ所/㎢（令和 3 年経済センサスー活動調査及び令和 4 年度大阪府統計年鑑）であり、大阪府内第 5 位と集積度も高い。製造業の内訳では、事業所数の多いものから順に、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、はん用機械器具製造業と続いており（令和 3 年経済センサスー活動調査）、多様な業種が立地している。

現在、市内には大手電機メーカーの他、鋼球、魔法瓶や医薬品等、国内でも高いシェアを有する大手メーカーの本社・事業所が立地し、市内経済、雇用の源泉として重要な役割を果たしている。さらに、これらの事業者を支える形で、関連部品の製造、組立てや塗装などを手掛ける多くのものづくり中小企業や物流業や倉庫業が集積するに至っている。これらの中小企業は高度化する川下事業者等のニーズに対応することを通じて、品質向上、

納期短縮、コスト削減など、総合力を高めてきた。このような市内製造業の成長は、卸売や流通等のものづくり関連産業の発展をも促し、市内に多くの労働力が流入、同時に小売・サービス業等の産業集積も進むに至った。

④人口分布の状況

本市の人口は令和5年6月1日現在 **116,392** 人となっている（大阪府 市区町村別、年齢（5歳階級）別推計人口）。なお、市内全域が、人口集中地区（令和2年国勢調査）となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市には、大手電機メーカー、魔法瓶メーカー、製薬会社等の本社・生産拠点が立地するとともに、優れた製品・技術力を有する中小ものづくり企業が多数集積している。RESAS（2016年）によると、本市製造業の付加価値額の特化係数は**3.40**、従業者数の特化係数は**3.57**であり、地域経済を支える重要な役割を担っている。

今後の地域経済の発展のためには、市内製造業の産業集積の維持並びに製造業等のより成長性の高い分野への参入や、DX、GX、医療・ヘルスケア分野等において高い付加価値を生み出す地域経済牽引事業を創出することが不可欠となっている。そのためには、製造事業者等による生産性向上や成長分野への参入のための投資等の取組を促進することが必要である。製造業等において高い付加価値と質の高い雇用を創出し、同産業がもつ地域経済への波及効果を通じて、他産業も含めた雇用、所得、消費を拡大し、経済成長の好循環が実現する状況をめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0円	344百万円	—

(算定根拠)

計画期間内において、大阪府の1事業者あたりの平均**6,889**万円（令和3年経済センサス一活動調査）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で**1.25**倍の波及効果を与え、計画期間を通して**344**百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認件数	4件	4件	0%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が6,889万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①門真市の電気機械器具製造業、金属製品製造業等の産業集積を活用した、成長ものづくり分野
- ②門真市の情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等の産業集積を活用した、デジタル分野
- ③門真市の健康、医療関連等の産業集積を活用した、医療・ヘルスケア分野

（２）選定の理由

①門真市の電気機械器具製造業、金属製品製造業等の産業集積を活用した、成長ものづくり分野

本市には、第二次産業、第三次産業を中心に 5,128 ヶ所の多様な事業所が立地している。そのうち製造業は、677 の事業所が立地し、1 km²あたり 55.0 ヶ所（大阪府内第 5 位）と高密度な工業集積が存在している。また、製造業の従業者数は 20,839 人と、市内全従業者 64,653 人の 32.2% を占め、市内・周辺地域における雇用の場としての重要な役割を担っている（令和 3 年経済センサス―活動調査）。さらに製造品出荷額は約 6,821 億円（府内第 7 位）、粗付加価値額は約 3,190 億円（同第 4 位）となっており、付加価値率は 46.7% と大阪府内において高い水準を示している（令和 3 年経済センサス―活動調査）。

さらに RESAS（2016 年）で製造業の付加価値額を中分類ベースで見た場合、電気機械器具製造業は約 212 億円、金属製品製造業は約 87 億円であることから、本市には稼ぐ力を有する電機機械器具製造業、金属製品製造業の産業集積があると言える。

また、本市では、機械・器具・部品製造、金属加工、プラスチック加工、電気・電子部品製造、塗装、紙・包装資材、設計・試作、環境、建築・生活関連・物流など、多様なものづくり企業及びものづくりを支える関連企業も集積している。

今後はこれら企業の製品・技術・サービスをより成長性の高い新事業に対応させること等を通じて、製造業及び関連産業の付加価値向上を図る必要がある。また、高密度な産業集積を生かし、それぞれの企業が有する技術等を複数の企業が相互に補完しあうことにより、新産業への参入や生産性の向上に向けて取り組むことも有効である。

以上の状況を踏まえて、今後、本計画の推進により、成長ものづくり分野への進出や事業拡大を促進し、新たな製品・技術・サービスの創出や生産性の向上等により企業の付加価値を増加させ、雇用を創出し、地域経済の好循環を生み出すことをめざす。

②門真市の情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等の産業集積を活用した、デジタル分野

本市には、家電、住宅、車載機器、ファクトリーソリューション、エネルギー分野での世界トップクラス企業をはじめ、情報通信・電子部品・デバイス等の分野において高度な技術を有する中堅・中小ものづくり企業が多数集積している。

さらに、豊富なノウハウを持つ大手メーカーの出身者による、ロボットや電子デバイス等の製造、設計・試作等に取り組む企業が複数存在することも重要な地域特性の一つである。例えば、大手電機メーカーの生産技術に携わった技術者を迎え入れた市内ものづくり中小企業が、生産設備の設計・製造へと業容を拡大、ロボットシステムインテグレート事業の先駆的な存在として、大手企業のロボット自動化ラインの他、中小企業向けに多品種・少量生産に対応可能なロボット導入の提案を積極的に進めている事例などが挙げられる。

また、当該分野を促進することにより、ロボット、IoT 等を活用した革新的な製品・サービスの創出等による直接的効果のみならず、市内での構成部品の製造や関連ソフトウェア等の設計等、関連産業での新たな事業機会の創出並びに域内企業間取引に対する大きな波及効果がもたらされる。また、DX化は、ものづくり現場等での生産性向上に直接つながることから、すべての産業の高付加価値化に資するものである。

以上の状況を踏まえると、ロボット、IoT、AI、ビッグデータ等のデジタル分野は、地

域経済を牽引する事業を推進するために不可欠な基盤の一つであり、本市が生かしていくべき地域特性であるといえる。今後、本計画の推進により、デジタル分野への進出や事業拡大を促進し、稼ぐ力を向上させることをめざす。

③門真市の健康、医療関連等の産業集積を活用した、医療・ヘルスケア分野

本市には、ジェネリック医薬品の開発・製造で国内上位のシェアを有する大手製薬会社や、調剤機器において国内で高いシェアを有する医療機器メーカーなど、健康、医療関連企業が数多く立地しており、医療・ヘルスケア分野における強みを有している。医薬品製造業の事業所数は4ヶ所（府内第5位）、同従業者数は762人（同第2位）、医療用機械器具・医療用品製造業の事業所数は7ヶ所（府内第6位）、同従業者数は75人（同第12位）となっている（厚生労働省資料「医薬品業界の概要について（令和4年8月31日）」、令和3年経済センサス―活動調査）。

また、ものづくり中小企業による、高度な精密加工技術等を活用した医療・ヘルスケア分野進出への動きも広まりつつある。例えば、金属切削を得意とし、電子部品メーカー向けに放熱板の量産品加工を中心に事業を展開していたものづくり中小企業が、新たな需要獲得に向け、精密金属加工技術を用いて手術器具（鉗子（かんし））を開発、医療機器製造業等の許可を取得し事業化に成功した事例などがあり、このような動きを後押ししていくことも重要である。

本市の高齢化率は29.7%と大阪府の27.1%を上回り（令和5年6月1日大阪府推計人口）、医療費の増大等は深刻な課題となっており、これは我が国に共通する課題となっている。当該分野において、公民が連携し、地域経済牽引事業を推進することによって、健康寿命の延伸や製薬・医療技術の革新による医療費の縮減を実現することで、社会課題の解決に資するとともに、関連産業における新たな事業機会の創出や企業間取引の拡大等が促進することが期待できる。

以上の状況を踏まえて、今後、本計画の推進により、医療・ヘルスケア分野における新たな取組やビジネスの創出を促進させることで、地域経済の活性化をめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策等の積極的活用を図りつつ、引き続き、企業間連携を支援し、事業の効率化や生産性の向上を促進し企業の経営基盤の強化を図るとともに、企業の新事業の展開や成長分野への参入支援への取組を推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①門真市中小企業サポートセンター（門真市）

専門知識を持つコーディネーターにより、市内企業への訪問や相談を通して企業が抱える課題やニーズ把握・分析を行い、技術力・生産性向上などの経営力強化支援、ビジネスマッチング支援、補助金制度の活用支援等を通じて企業の経営力の向上を図る。

本計画においては、関係機関とも連携し、地域経済牽引事業の「担い手」となる企業の発掘や地域経済牽引事業推進に対する支援を実施する。

②もりかど産業支援機関ネットワーク（門真市・守口市）

新たな事業展開等を積極的に行う中小企業等の側面支援を行うため、本市、守口市、守口門真商工会議所、地域の金融機関（尼崎信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都信用金庫、株式会社四国銀行、株式会社日本政策金融公庫、のぞみ信用組合、枚方信用金庫等）及び支援機関が相互に連携を図ることを目的としたネットワークを構築している。各機関が有する支援施策等の共有や、中小企業等に対して新たな国や府の制度（補助金等）の有効利用を促す施策説明会の開催等を実施している。

本計画においては、地域経済牽引事業の「担い手」となる企業の発掘や地域経済牽引事業推進に対する支援を実施する。

③地方創生関係施策（門真市）

令和6年度以降、「①門真市の電気機械器具製造業、金属製品製造業等の産業集積を活用した、成長ものづくり分野」、②門真市の情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業等の産業集積を活用した、デジタル分野」、「③門真市の健康、医療関連等の産業集積を活用した、医療・ヘルスケア分野」において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、企業における労働環境の整備や販路拡大などの支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②本市は事業者のニーズに応じて、本市保有の公共データを可能な限り提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、門真市市民文化部産業振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

門真市立地適正化計画における産業誘導区域の設定による製造業の集積促進

門真市は令和4年3月、立地適正化計画を見直し、今後産業を集積していくエリアとして「産業誘導区域」を設定した。産業誘導区域内の住宅開発等に一定の届出、説明を要件とするとともに、令和5年度より、産業誘導区域への製造業の進出を支援する補助制度「産業誘導区域移転補助金」を創設、新たな企業の誘致や製造業の集積による操業環境の向上を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①門真市中小企業 サポートセンター	実施		
			→
②もりかど産業支 援機関ネットワー ク	実施		
			→
③地方創生関係施 策		令和7年度以降 検討・実施	
			→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①②公共データの 活用	実施		
			→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①事業者からの相 談窓口	実施		
			→
【その他】			
①門真市立地適正 化計画における産 業誘導区域の設定 による製造業の集 積促進	実施		
			→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一丸となって地域経済牽引事業を促進していくため、商工会議所や金融機関等の地域の支援機関がそれぞれの特長を生かし、その役割を十分に果たしつつ連携することによって支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①門真市中小企業サポートセンター

専門知識を持つコーディネーターにより、市内企業への訪問や相談を通して企業が抱える課題やニーズ把握・分析を行い、技術力・生産性向上などの経営力強化支援、ビジネスマッチング支援、補助金制度の活用支援等を通じて企業の経営力の向上を図る。

本計画においては、関係機関とも連携し、地域経済牽引事業の「担い手」となる企業の発掘や地域経済牽引事業推進に対する支援を実施する。

②守口門真商工会議所

守口門真商工会議所は中小企業相談所を設置し、経営指導員を配置、金融・税務・経理等の経営相談に応じると共に、専門性の高い相談には各分野の専門家と連携し解決にあたる。2,916(令和5年3月31日現在)の会員で組織している。本計画においては、関係機関とも連携し、地域経済牽引事業の「担い手」となる企業の発掘や地域経済牽引事業推進に対する支援を実施する。

③もりかど産業支援機関ネットワーク

新たな事業展開等を積極的に行う中小企業等の側面支援を行うため、本市、守口市、守口門真商工会議所、地域の金融機関（尼崎信用金庫、大阪シティ信用金庫、京都信用金庫、株式会社四国銀行、株式会社日本政策金融公庫、のぞみ信用組合、枚方信用金庫等）及び支援機関が相互に連携を図ることを目的としたネットワーク。各機関が有する支援施策等の共有や、中小企業等に対して新たな国や府の制度（補助金等）の有効利用を促す施策説明会の開催等を実施している。

本計画においては、地域経済牽引事業の「担い手」となる企業の発掘や地域経済牽引事業推進に対する支援を実施する。

④ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪(MBIO)は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑤地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促

進している。

⑥公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、カーボンニュートラルの実現に向けて必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

（2）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備が促進されるよう努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等の整備が促進されるよう努める。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「大阪府門真市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。